

「トラック新法」の概要と 運送事業者への 影響について



運送事業許可の5年更新制導入などの内容を盛り込んだ「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案」が、2025年6月4日に成立し、6月11日に公布されました。施行日は一部の規定を除き、公布日から3年以内となる予定です。運送事業者の皆さんは、施行日までの間にしっかりと準備をお願いします。

法改正の背景と目的

運送業界の多重下請け構造、不当な低価格競争、白トラの無許可営業などの業界課題を是正し、労働環境を改善して持続可能な物流を実現することが目的です。以下、主な内容になります。

①真荷主の範囲の適正化	(真荷主扱いであった)貨物利用運送事業者が元請事業者として扱われるようになります。
②再委託の次数制限	3次、4次にわたる再委託を制限する努力義務が課せられます。
③無許可事業者(白トラなど)への委託禁止	違反した者は100万円以下の罰金に処されます。
④運送事業許可の5年更新制導入	運送事業許可は5年ごとの更新制に変わります。
⑤適正原価の導入と標準的な運賃の廃止	国土交通大臣が新たに適正原価を定め、標準的な運賃は廃止されます。貨物自動車運送事業者は、運賃が適正原価を下回らないようにしなければなりません。
⑥労働者の適切な処遇の確保	労働者が有する知識・技能などの公正な評価に基づき、適正な処遇を確保しなければなりません。

運送事業者に与える影響と準備事項

今回の改正法は業界環境の改善に寄与する一方で、運送事業経営に多大な影響を及ぼします。運送事業者は、施行日までの間に法改正に向けた準備を進める必要があります。準備する主なポイントは以下のとおりです。

●許可更新制導入に向けた準備

- ・財務内容の強化(赤字や債務超過の解消)
- ・安全対策の徹底(労災・事故防止)
- ・コンプライアンス強化(行政処分を受けない体制づくり)
- ・労働者の処遇改善(賃金・労働時間など)

●再委託の次数制限に向けた準備

- ・新規荷主企業の開拓
- ・業務品質向上などにより2次請け以上の立場を目指す

●荷主企業などとの交渉

- ・運賃、料金の見直し
- ・再委託の見直し
- ・契約書面化
- ・労働環境改善 など



小山 雅敬 (こやま まさのり)

大阪大学卒。都市銀行・シンクタンク・損害保険会社勤務後、株式会社コヤマ経営設立。運送業コンサル歴30年以上、指導企業数3千社超、講演・執筆多数。著書に『運送業経営相談室(日本法令)』『実例に基づくトラック運送業の賃金制度改革(日本法令)』。資格 中小企業診断士、日本物流学会正会員など